

はじめに（調査の目的）

1997年12月に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約」第3回締約国会議（以下「COP3」という。）において京都議定書が採択されたことを受け、国際社会では、京都議定書を2002年に発効させることが大きな流れとなっており、議長国として京都議定書を取りまとめた日本も国の内外に対してその旨を表明している。

京都議定書を締結するに当たっては、同議定書第3条及び付属書Bに定める「数量的な排出抑制及び削減の約束」の実行、日本にとっては温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までの期間中に1990年の水準より6%削減する約束（以下「6%削減目標」という。）を確実に達成するための対策が欠かせない。このためには、国民各層の取組が必要であり、特に事業者による温室効果ガスの削減を確実にやっていくことが必要である。

現在、産業界においては経済団体連合会（以下「経団連」という。）等による自主行動計画を中心とした自主的取組が進められており、「地球温暖化対策推進大綱」においても対策の一つとして位置付けられている。

「地球温暖化対策推進大綱」（平成10年6月19日地球温暖化対策推進本部決定：抄）

（4）産業界等の行動計画の事後点検

経済団体連合会環境自主行動計画を始め産業界等において策定された2010年を目標とした省エネルギー・二酸化炭素排出削減のための、製造工程の改善、運転管理の高度化、生産設備の効率化や排熱回収、新たな技術の導入といった省エネルギー努力のほか、燃料転換、廃棄物利用等の二酸化炭素排出削減対策等を含む行動計画について、関係審議会等により、その進捗状況の点検を行い、その実効性を確保する。

また、このような行動計画を策定していない業種に対し、1998年度中に数値目標等の具体的な行動計画の早期の策定とその公表を促す。

自主行動計画については、「自らの業を最も良く知る事業者が、自主性や柔軟性が確保されるがゆえに、費用対効果の高い対策を実施する仕組みであり、着実に成果をあげつつある」と積極的に評価する声もある。他方で、「自主行動計画の策定過程や効果の判定過程が不透明で、本当に実効性があるのかどうか評価できない」「特に京都議定書の発効により法的拘束力を有することとなる6%削減目標を達成するための手段として位置付けるには、目標が達成されなかった場合の責任の所在やその場合の不足する削減量を確保するための措置が不明である」等の懸念の声もある。

また、近年、欧州各国においては、我が国の自主行動計画のような産業界の一方的な宣言による自主的取組とは異なり、産業界と政府との交渉を経て策定された自主協定方式による自主的取組が増えつつある。こうした欧州各国の取組は、6%削減目標を達成するための措置の一つとして、事業者の自主的取組をどのように位置付けていくべきかを検討する上で有用な示唆を与えるものと考えられる。

そこで、本検討会においては、まず、現行の自主行動計画について、6%削減目標を達成するための措置の一つとしての十分かという観点から評価を行い、次に、欧州各国における自主協定の現状等を分析し、さらに、これを参考としつつ、我が国の自主行動計画の強化・見直しを図り、今後自主的取組を京都議定書の6%削減目標を達成するための手法の一つとして位置付けるための方策及びその際の留意事項について、我が国の法制度に則した検討を行うこととした。

自主協定検討会メンバー（50音順）

（座長）淡路 剛久	立教大学法学部教授
岩崎 政明	横浜国立大学経済学部教授
大塚 直	早稲田大学法学部教授
加藤 峰夫	横浜国立大学経済学部教授
白石 忠志	東京大学法学部助教授
渡邊 理絵	I G E S（財団法人地球環境戦略研究機関）研究員
橋本 博之	立教大学法学部教授
松村 弓彦	明治大学法学部教授
村瀬 信也	上智大学法学部教授
柳 憲一郎	明海大学不動産学部教授